

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど大きな脅威となっている。

当該地域に滞在歴、渡航歴のない国民が発症し、人から人への感染が確認される中、去る2月13日には本県においても初の感染が確認されたところである。

事態の収束が見えない中、県民の不安は増大する一方であり、国と県、市町村が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

国においては、既に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」により各種施策を講じることとなっているが、国民の命と健康を守ることを最優先に、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 感染の確認を迅速に行うため、検査キットを増やすなど検査態勢の充実に向けた支援策を講じること。
- 2 感染者が確認された地域に対するマスクや消毒液等の優先配布などによる感染防止策を講じること。
- 3 経済活動への影響を最小限にするとともに、風評被害が生じないように、あらゆる対策を講じること。
- 4 県、市町村が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年2月25日

様

和歌山県議会議長 岸本 健
(提出者)

尾崎 太郎

長坂 隆司

奥村 規子

多田 純一

玄素 彰人

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官